

## 令和7年度こどもアート展作品審査要領

### 1 趣 旨

こどもアート展作品の審査を適正かつ公平に行うため、審査について必要な事項を定める。

### 2 審査会

審査会は、厚木市こどもアート展審査会（「以下、審査会という。」）と称し、審査員長及び審査員で構成する。

### 3 審査員長及び審査員

審査員長は、審査会会長とし、審査員は審査会委員とする。

### 4 審査の観点及び審査の方法

#### (1) 審査の観点

##### ア 重 点

作者の個性があふれ、子どもらしい表現の中に造形的な工夫や努力が感じられる作品

イ 具体的観点 次の5項目とする。

- (ア) 子どもらしさが作品の中に表現されているか。
- (イ) 作品から造形的な工夫や努力が感じられるか。
- (ウ) 作者の将来性や今後の発展性、可能性が感じられるか。
- (エ) 取り上げた題材や素材がこどもアート展にふさわしいか。
- (オ) 全体的な構成や色づかい、造形等に個性が感じられるか。

#### (2) 審査方法

ア 事前審査 教育指導課は、個人応募作品を募集要領に基づき審査し、100点程度の入選を選出する。

イ 審査 審査会は、学校推薦作品と個人応募入選作品の中から優良賞を30点選出し、優良賞の中から最優秀賞3点と優秀賞6点を選出する。

- (ア) 小学校低学年、小学校高学年、中学校の各部門別に審査する。各部門別に優良賞作品を10点選出する。
- (イ) 選出した10点の中から、最優秀賞1点及び優秀賞2点を選出する。

### 5 賞

- (1) 最優秀賞 3点（小学校低学年の部、小学校高学年の部、中学校の部 各1点）
- (2) 優秀賞 6点（小学校低学年の部、小学校高学年の部、中学校の部 各2点）
- (3) 優良賞 21点（小学校低学年の部、小学校高学年の部、中学校の部 各7点）
- (4) 入選 上記の賞を除く作品